

100 Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策について

平成23年12月27日
農 林 水 産 省

1 対策の趣旨

食品中の放射性物質の新基準値案の水準（100 Bq/kg）を考慮し、暫定規制値（500 Bq/kg）を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された米だけでなく、100 Bq/kgを超える米についても、市場流通から隔離することとする。これを円滑に実施するため、民間団体などが出荷代金相当額を生産者等に対して支払う仕組みを整備する。

これらの措置により、消費者の不安解消と生産者の経営安定を図る。

2 対策の内容

(1) 隔離対象

本対策の対象とする米は、以下のとおりとする。

500 Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米

本調査又は緊急調査で100 Bq/kgを超える数値が検出された生産者が生産した米など

(参考) 隔離対象数量

現時点では約4,000トン程度の見込み。

福島県が実施する緊急調査の結果により確定。

(2) 隔離・処分方法

上記(1)の隔離対象となる米については、市場流通しないよう産地の倉庫等に隔離。その廃棄・処分に当たっては、国、関係地方自治体及び関係団体が一体的に対応。

また、上記(1)の隔離対象となる米の生産者等に対しては、民間団体などが出荷代金相当額を支払う。

なお、東京電力から損害賠償金が支払われた段階で、この出荷代金相当額は相殺される。